

8月19日からの大雨による広島県の被害状況等について

※これは速報であり、数値等は今後変わることもある。

平成26年8月29日
19時00分現在
非常災害対策本部

1 気象情報（気象庁：8月29日16:00現在）

(1) 気象の概要

前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が非常に不安定となった。20日3時30分には、広島県で1時間に約120ミリの猛烈な雨を観測した。

(2) 大雨等の観測情報（8月15日0時～8月29日16時）

・1時間降水量

広島県	三入	101.0ミリ	20日 4時00分まで	*
広島県	都志見	70.0ミリ	20日 1時01分まで	

・24時間降水量

広島県	三入	257.0ミリ	20日 16時40分まで	*
-----	----	---------	--------------	---

*印は観測史上1位を更新した地点（統計期間10年以上の地点に限る）

(3) 今後の気象の見通し

・広島県南部では、今日29日は気圧の谷の影響で曇り、雨の降る所がある見込み。明日30日は気圧の谷の影響で概ね曇る見込み。

2 人的・物的被害の状況（消防庁調べ：8月29日17:00現在）

地区名	人的被害				住家被害						非住家被害	
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計	公共建物	その他
			重傷	軽傷								
人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
広島市安佐南区	66	2	5	30	17	22	21	23	39	122		
広島市安佐北区	6		2	6	7	19	35	47	149	257		
広島市西区							3	1	1	5		
安芸高田市								4	14	18		
三次市							1			1		
福山市									3	3		
合計	72	2	7	36	24	41	60	75	206	406	0	0

※行方不明者数は、警察、消防及び自治体に対して安否の確認を求められた人数を基に集計したものであり、今後も変動し得る数字である。

《死者の状況》

【広島市安佐南区】（計66名）

- ・八木地区において50名の死亡を確認。
- ・緑井地区において14名の死亡を確認。

・山本地区において2名の死亡を確認。

【広島市安佐北区】(計6名)

- ・可部東地区において4名の死亡を確認(消防職員1名を含む)。
- ・可部町地区において1名の死亡を確認。
- ・三入地区において1名の死亡を確認。

《消防職員の死亡》

- ・53歳男性消防職員(消防司令補)が、安佐北区可部東六丁目の住宅崩壊現場で住民の避難誘導中、土砂が再崩落し巻き込まれ死亡(8月20日)

○ その他の状況

《死者の状況》(警察庁調べ:8月29日14:00現在)

【広島県】

死者 72人(身元判明者72人)

行方不明者 2人

3 避難状況(消防庁調べ:8月29日17:00現在)

市町村名	地区名	避難指示				避難勧告			
		対象世帯数	対象人数	指示日時	解除日時	対象世帯数	対象人数	勧告日時	解除日時
広島市	安佐南区	52	113	8月20日 7時58分		17,090	41,146	8月20日 4時30分	
						5,522	13,977	8月20日 8時00分	8月24日 12時00分
						703	1,952	8月20日 8時00分	
		314	799	8月21日 21時15分					
		17	40	8月22日 11時30分					
		84	201	8月22日 15時55分					
	安佐北区					14,653	32,863	8月20日 4時15分	
						25,717	61,801	8月20日 5時25分	
						3,253	7,742	8月20日 8時20分	
		1,408	3,474	8月22日 8時10分					
安芸高田市					1	3	8月20日 7時08分	8月20日 11時40分	
合計(発令中)		1,875	4,627		61,416	145,504			
合計		1,875	4,627		66,939	159,484			

4 その他の被害状況

(1) 土砂災害(国土交通省調べ:8月29日7:00現在)

- ・土石流等 81件(広島市81)
- ・がけ崩れ 38件(広島市37、庄原市1)

(2) ライフライン

ア 電力（経済産業省調べ：8月29日 16:30 現在）

【中国電力（株）】

① 停電戸数： 約 20 戸（延べ停電数 約 87,300 戸）

② 現在の停電地域：

広島県： 広島市安佐北区・安佐南区

③ 主な設備被害：

配電設備： 電柱損傷等（土砂崩れによる道路閉鎖箇所のみ未復旧）

④ 復旧見通し： 土砂災害による立入制限のため未定。

イ 一般ガス（経済産業省調べ：8月29日 16:30 現在）

広島市安佐南区：土砂崩れにより家屋まで土砂が流れ、ガス漏洩を防止するため、露出部前後で配管を切断。3戸とも避難中等で供給停止中。

ウ 水道（厚生労働省調べ：8月29日 11:00 現在）

① 断水状況

県、市町村名	最大断水戸数	現在の断水戸数	断水期間	被害状況
【広島県】 広島市（上水道）	2,757戸	219戸 （※）	H26.8.19 ～	土砂災害、道路陥没による配水管の破損 （※）被災家屋は除く
安芸高田市 （八千代簡易水道事業）	22戸	0戸	H26.8.19 ～8.20	配水管の破損 （復旧済み）
	計2,779戸	計219戸		

② 応急給水

【広島県広島市】（広島市水道局で対応）

・ 安佐南区（緑井8丁目、八木3丁目）応急給水中

拠点給水（1箇所） 緑井8丁目 上緑井幼稚園
給水車（タンク）1台

8月24日利用者：4名、8月25日～14名、26日～2名、27日～10名

・ 災害対応用給水栓を緑井地区に3ヶ所設置、八木地区に3ヶ所設置

・ 各戸配布 要望に応じて実施

対応実績：8月24日～6戸、25日～0戸、26日～0戸、27日～0戸

※各避難所は、通常の給水を確保している。

※断水区域は避難指示区域に該当するため、大多数の住民は避難所等に避難中の模様。

・ 断水（計219戸）の今後の復旧作業、予定等

現在断水している地区の中で、道路とともに配水管が流出している箇所は、道路復旧に併せて水道管を復旧する予定。

西区については、道路復旧を8月25日から着手しており、9月上旬には配水管の復旧が完了する見込み。

エ 通信（総務省調べ：8月29日13:00現在）

・固定電話、携帯電話等

	事業者	被害状況等
固定電話	NTT 東日本	・被害なし。
	NTT 西日本	・復旧済
	NTT コミュニケーションズ	・被害なし。
	KDDI	・被害なし。
	ソフトバンクテレコム	・復旧済
携帯電話等	NTT ドコモ	・復旧済
	KDDI (au)	・1局が停波。
	ソフトバンクモバイル	・2局が停波。
	ワイモバイル	(携帯電話)・復旧済 (PHS)・被害なし。
	UQ コミュニケーションズ	・1局が停波。
	ワイヤレスタイプランキング	・被害なし。

<<災害用伝言サービス>>

災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)を提供中。(8月22日19:30より)

災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスを提供中(8月22日19:40より)

・放送関係の状況(テレビジョン)

現時点において、被害情報なし

(3) 道路(国土交通省調べ：8月29日7:00現在)

ア 高速道路の通行止め状況：なし

イ 直轄国道の通行止め状況：なし

ウ 都道府県国道の通行止め状況：なし

エ 都道府県道の通行止め状況：13区間で通行止め

広島県 0区間(法面崩落等)

広島市 10区間(法面崩落等)

(4) 鉄道(国土交通省調べ：8月29日7:00現在)

事業者名	線名	運転 休止区間	運転休止		運転再開	主な被害状況等
JR西日本	可部線	緑井駅～ 可部駅間	8/20	始発		・線路冠水 (七軒茶屋駅～梅林駅間) ・土砂流入(梅林駅) ・のり面崩壊2箇所 (上八木駅～中島駅間)

(5) 医療機関(厚生労働省調べ：8月29日11:00現在)

・28か所被災(床上浸水、床下浸水、落雷によりCT故障、浸水、人的被害なし)

(6) 社会福祉施設(厚生労働省調べ：8月29日11:00現在)

・25か所被災(床上浸水、施設の一部が流出、停電・断水等、人的被害なし)

・安佐北区と安佐南区の社会福祉施設等に対し、入浴受入れの要請を行い、下記のとおり受入れ可能となっている。

安佐北区： 35 ヲ所（230 名程度）

安佐南区： 24 ヲ所（150 名程度）

計： 59 ヲ所（380 名程度）

※8月29日（金）10時現在

※受入れ可能人数は見込みであり、状況によって変動する。

・入浴受入れ施設名等については、避難所において、情報提供を行っている。

(7) **保健衛生施設被害状況**（厚生労働省調べ：8月29日11:00現在）

・1ヶ所被災（床上浸水、人的被害なし）

(8) **農林水産関係**（農林水産省調べ：8月27日15:00現在）

・現在、被害状況等について調査中

(9) **文教施設被害**（文部科学省調べ：8月29日13:00現在）

都道府県名	国立学校施設 (校)	公立学校施設 (校)	私立学校施設 (校)	社会教育・体育、 文化施設等(施設)	文化財等 (件)	独立行政法人等 (施設)	計
広島県		25	11	3	2		41

学校敷地の斜面崩れ（一部）、土砂流入、床上浸水、設備損傷 等

(10) **その他**

ア **がれき等災害廃棄物の発生情報**（環境省調べ：8月28日18:00現在）

・現在、発生状況の詳細を調査中。

・災害廃棄物等の収集・運搬を市が実施中。土砂・流木等については、市内7か所に仮置場を設置し受入中。

イ **廃棄物処理施設の被災状況**（環境省調べ：8月28日18:00現在）

・広島県広島市におけるし尿処理施設で被害報告あり（施設は停止中）。

・広島県広島市における最終処分場で被害報告あり（施設は稼働中）。

5 政府の対応

(1) 官邸の対応

- ・情報連絡室を設置（8月20日4:20）
- ・官邸連絡室に改組（8月20日11:15）
- ・官邸対策室に改組（8月21日15:00）

(2) 総理指示

- ・8月19日からの大雨に関し、安倍内閣総理大臣から以下の指示が発せられた。（8月20日6:30）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 早急に被害状況を把握するとともに、政府の総力を挙げて、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと2 関係省庁が緊密に連携し、住民の避難支援等に万全を期すこと3 引き続き、国民に対し、大雨等に関する情報提供を的確に行うとともに、被害の拡大防止の措置を徹底すること |
|--|

- ・8月19日からの大雨に関し、安倍内閣総理大臣から以下の指示が発せられた。（8月20日11:13）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 政府一体となって、徹底した被災者の救命・救助等の災害応急対策に取り組むこと2 被災者の救命・救助活動にあたる自衛隊の体制を数百人規模まで増強すること3 古屋大臣を筆頭とした政府調査団を環境が整い次第早急に派遣すること |
|--|

(3) 非常災害対策本部の設置等

- ・古屋内閣府特命担当大臣を団長とする政府調査団を広島県に派遣（8月20～21日）
- ・広島県の土砂災害に係る関係省庁による連絡会議を開催し、各省庁の対応状況について情報共有を行った。（8月20日9:00）
- ・古屋内閣府特命担当大臣（防災）、西村内閣危機管理監、西村内閣府副大臣（防災担当）、亀岡内閣府大臣政務官（防災担当）、松本内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第2回）を開催し、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。（8月20日10:00）
- ・大雨による土砂災害により大きな被害を受けている広島県において、被災地方公共団体及び関係省庁が一体となって災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、政府現地災害対策室（広島県）（室長：内閣府大臣官房審議官（防災担当））を広島県庁に設置（8月20日13:40）
- ・西村内閣府副大臣（防災担当）、松本内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第3回）を開催し、政府調査団長である古屋内閣府特命担当大臣

(防災)とテレビ会議を実施するとともに、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(8月20日19:00)

- ・安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、古屋内閣府特命担当大臣(防災)等出席のもと、関係省庁局長級による関係省庁災害対策会議(第4回)を開催し、古屋内閣府特命担当大臣(防災)による政府調査団の視察報告を行うとともに、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(8月21日16:00)
- ・広島県における土砂災害の発生から2日経過後もなお、行方不明者が多数発生し、救助活動が長期化する事態が生じていることを踏まえ、安倍内閣総理大臣の指示により、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条第1項の規定に基づき、平成26年(2014年)8月豪雨非常災害対策本部を格上げ設置するとともに、広島県に、西村内閣府副大臣(防災担当)を本部長とする非常災害現地対策本部を設置することを決定(8月22日9:00)
- ・古屋非常災害対策本部長出席のもと、第1回非常災害対策本部会議を実施し、災害応急対策に関する基本方針を以下のとおり決定(8月22日10:30)

- ① 引き続き、行方不明者の一刻も早い救命救助に全力を尽くす
- ② 今後の降雨に備えて、被害の拡大防止に努める
- ③ 電気、ガス、水道などのライフラインの早期復旧に努め、被災地域の住民生活の早期の改善に全力を挙げる
- ④ 避難が長期化していることから、メンタルケアも含めた健康確保に万全を期すとともに、食料、生活必需品の供給など、避難者の良好な生活環境の確保に努める

- ・安倍内閣総理大臣出席のもと、平成26年(2014年)8月豪雨に関する関係閣僚会議を開催。(出席閣僚：内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(防災)兼国家公安委員長、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官)(8月22日15:00)
- ・非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、平成26年(2014年)8月豪雨非常災害現地対策本部(本部長：西村内閣府副大臣)を設置(構成：内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、気象庁、環境省、防衛省)(8月22日14:00)
- ・内閣危機管理監より捜索関係府省庁担当局長に対し、以下の内容が通知された。(8月22日16:45)

1. 捜索従事者の安全確保に万全を期すこと
2. 現場で危険を感じたら直ちに作業を中断し、安全なところに退避すること
3. 作業再開に当たっては、斜面等の安全性についてTEC-FORCEなどの専門家の助言を踏まえて行うこと

- ・古屋非常災害対策本部長出席のもと、第2回非常災害対策本部会議を実施し、西村非

- 常災害現地対策本部長とテレビ会議による情報共有を行うとともに、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(8月23日13:00)
- ・ 古屋非常災害対策本部長出席のもと、第3回非常災害対策本部会議を実施し、西村非常災害現地対策本部長とテレビ会議による情報共有を行うとともに、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(8月24日16:00)
 - ・ 安倍内閣総理大臣が現地を視察し、広島県知事及び広島市長から被害状況等の報告を受けるとともに、意見交換を行った。(8月25日)
 - ・ 被災者の住宅確保、避難所の環境整備等の被災者の生活支援を、広島県及び広島市と連携しながら、より迅速かつ的確に進めるため、非常災害現地対策本部に「被災者支援チーム」を設置(8月25日14:00)
 - ・ 古屋非常災害対策本部長出席のもと、第4回非常災害対策本部会議を実施し、西村非常災害現地対策本部長とテレビ会議による情報共有を行うとともに、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(8月25日17:30)
 - ・ 土砂災害による道路等に堆積した土砂及びがれき等の処理、砂防・治山・河川・道路等の応急復旧など、現地における課題解決を迅速かつ包括的に進めるため、非常災害現地対策本部、広島県、広島市による「8.20土砂災害応急復旧連絡会議」を設置(8月26日9:30)
 - ・ 古屋非常災害対策本部長出席のもと、第5回非常災害対策本部会議を実施し、亀岡非常災害現地対策本部長とテレビ会議による情報共有を行うとともに、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(8月26日18:00)
 - ・ 古屋非常災害対策本部長出席のもと、第6回非常災害対策本部会議を実施し、松本非常災害現地対策本部長と電話会議による情報共有を行うとともに、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(8月27日13:30)
 - ・ 古屋非常災害対策本部長出席のもと、第7回非常災害対策本部会議を実施し、松本非常災害現地対策本部長とテレビ会議による情報共有を行うとともに、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(8月27日17:00)
 - ・ 古屋非常災害対策本部長出席のもと、第8回非常災害対策本部会議を実施し、西村非常災害現地対策本部長とテレビ会議による情報共有を行うとともに、今後の気象状況

の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(8月27日17:30)

(4) 自衛隊の災害派遣

ア 経緯

- ・広島県広島市安佐南区において豪雨による土砂被害が発生し、複数の行方不明者が発生したため、広島県知事から陸上自衛隊第13旅団長（海田市）に対して、人命救助に係る災害派遣要請（8月20日6:30）
- ・広島県知事より入浴支援の要請（8月24日10:30）

イ 対応

【派遣規模】（8月29日17:00現在）

人員	約800名
車両	約180両
航空機	8機

ウ 活動地域

広島県安佐南区八木・緑井、広島市安佐北区

エ 活動内容

行方不明者捜索、現地の映像配信（ヘリコプター／地上）、入浴支援、給水支援の準備（待機）

(5) 災害救助法の適用

- ・平成26年8月19日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としているため。
広島県：広島市（8月20日適用）

(6) 被災者生活再建支援法の適用

- ・広島県：広島市（8月20日適用）

6 各省庁の対応

(1) 内閣府の対応

- ・内閣府情報連絡室を設置し、情報収集体制を強化（8月17日7:00）
- ・情報連絡室を災害対策室に改組（8月20日7:00）
- ・災害救助法を適用した広島県に対し、被災者の避難所での生活環境の整備等についての十分な配慮について要請（8月20日15:00）

(2) 警察庁の対応

- ・災害対策室長を長とする災害情報連絡室を設置し、管区警察局や府県警察との連絡体制を強化し、被害や対応状況等関連情報の収集を実施。（8月20日4:30）
- ・山口、島根、鳥取、岡山の広域緊急援助隊の派遣を指示（8月20日6:40）
- ・近畿管区警察局内の広域緊急援助隊に待機指示（8月20日6:55）
- ・近畿管区警察局内（大阪府警察、兵庫県警察）の広域緊急援助隊に派遣指示（8月20日8:25）
- ・近畿管区警察局内（大阪・兵庫）に対し、緊急災害警備隊の出動指示（8月20日9:40）
- ・警備課長を長とする災害警備連絡室に改組（8月20日11:15）
- ・次長を長とする非常災害警備本部に改組（8月22日9:00）
- ・警視庁の広域緊急援助隊、愛知県警察、三重県警察、滋賀県警察、奈良県警察、香川県警察、徳島県警察、愛媛県警察及び高知県警察の広域緊急援助隊、緊急災害警備隊に出動指示（8月22日13:55）
- ・栃木県警察、埼玉県警察、神奈川県警察及び新潟県警察の広域緊急援助隊、緊急災害警備隊に出動指示（8月25日）
- ・8月24日から活動中の警察庁警察犬部隊（警察犬4頭、警察官7人）が土砂に埋もれた行方不明者計6人の遺体を発見

【広島県警における活動状況】

- ・本部長を長とする災害警備本部を設置し、約1,000人体制で活動
- ・被災者支援隊「メイプル隊」（男女警察官2人一組10班計20人）を編制し、避難所等に対する各種情報提供、要望等の聴取及びパトロールを実施（8月25～）
- ・災害警備対策本部に「行方不明者相談ダイヤル」を設置し、行方不明者の安否に関する情報を受付（8月25日～）
- ・災害により運転免許証を亡失等した被災者を支援するため、避難所7ヶ所を巡回し、運転免許証再交付の受付を実施（8月26～29日）
- ・警察学校初任科生149人を被災地に派遣し、救助救出活動に従事

【警察災害派遣隊】（約450人/日、述べ約7,520人を派遣）

<<一次派遣>>（8月20～23日）

ア 広域緊急援助隊（391人）

- ・山口県警察及び島根県警察は、安佐北区可部東地区で捜索活動を実施（8月20日）
- ・岡山県警察及び鳥取県警察は、安佐南区八木地区で捜索活動を実施（8月20日）
- ・兵庫県警察及び大阪府警察は、安佐南区緑井地区で捜索活動を実施（8月20日）

- ・山口県警察は安佐南区緑井地区で捜索活動を実施（8月21日～23日）
- ・大阪府警察、島根県警察、鳥取県警察、岡山県警察及び兵庫県警察は、安佐南区八木地区で捜索活動を実施（8月21～23日）

イ 緊急災害警備隊（298人）

- ・兵庫県警察及び大阪府警察は、安佐南区緑井地区で捜索活動を実施（8月20日）
- ・兵庫県警察及び大阪府警察は、安佐南区八木地区で捜索活動を実施（8月21～23日）

ウ 広域警察航空隊

- ・岡山県警察「わしゅう」は、上空から被災状況を撮影し映像を官邸等へ送信（8月20日）

<<二次派遣>>（8月23～27日）

広域緊急援助隊、緊急災害警備隊等の派遣規模（685人）

- ・警視庁、愛知県警察、滋賀県警察、奈良県警察、徳島県警察、香川県警察、愛媛県警察及び高知県警察は、安佐南区八木地区の捜索を実施（8月23～26日）
- ・三重県警察は安佐南区緑井地区の捜索を実施（8月23～26日）
- ・警視庁、愛知県警察、三重県警察、滋賀県警察、奈良県警察、徳島県警察、香川県警察、愛媛県警察及び高知県警察は、安佐南区八木地区及び緑井地区の捜索を実施（8月27日～）

<<三次派遣>>（8月27～31日）

管区機動隊等の派遣規模（441名）

- ・警視庁、栃木県警察、埼玉県警察、神奈川県警察及び新潟県警察は、安佐南区八木地区、緑井地区の捜索を実施（8月27日～）

【警察による捜索態勢】

人員 約1,080人（8月29日）

(3) 消防庁の対応

- ・災害対策室設置（8月17日13:00）
- ・各都道府県に対し、今後の気象情報を注視し、対策等について万全を期すよう通知を発出（8月17日16:00）
- ・応急対策室長を長とする災害対策室設置（1次応急体制）（8月20日4:30）
- ・国民保護・防災部長を長とする災害対策本部設置（2次応急体制）（8月20日8:30）
- ・関係省庁災害対策会議に応急対策室長が出席（8月20日10:00）
- ・政府現地連絡室要員として防災課災害対策官を広島県に派遣（8月20日10:30）
- ・現地活動支援のため、消防庁職員1名、消防研究センター職員2名の派遣を決定（8月20日11:00）
- ・九州、中国、四国地方の各県に対し「8月20日の前線による大雨警戒情報」を発出（8月20日12:33）
- ・消防庁長官を長とする災害対策本部設置（3次応急体制）（8月22日9:00）
- ・新藤総務大臣が広島市に赴き、災害現場を上空から視察するとともに、現地合同指揮

所にて激励等を実施（8月23日）

【消防機関の活動】（8月29日現在約940名体制）

・これまでに131名の救出活動を実施

このうち 広島県航空隊が安佐南区八木地区において2名を救出（8月20日）

広島市航空隊が安佐北区大林地区にて7名を救出（8月20日）

＜＜広島県、広島市消防局、広島市内消防団＞＞

○広島市消防局が430名体制で活動。（8月29日）

- ・広島市内6消防団（安佐南、安佐北、中、東、南、西）約350名が活動（8月20日）
- ・広島市内8消防団（安佐南、安佐北、中、南、東、西、安芸、佐伯）約190名が要救助者の検索活動等を実施。（8月21日）
- ・広島市内2消防団（安佐南、安佐北）約200名が活動（8月22日）
- ・広島市内8消防団（安佐南、安佐北、中、南、東、西、安芸、佐伯）が要救助者の検索活動等を実施。（8月23日：約510名、24日：約580名、25日約120名、26日：約110名、27日：約160名、28日：約140名、29日：約140名）
- ・広島県防災ヘリ1機及び広島市消防ヘリ1機が活動

＜＜広島県内応援消防本部＞＞

- ・広島県内広域消防相互応援協定に基づき、広島市から広島県各市町村に対して、応援を要請（8月20日11:15）

○これを受け、県内12消防本部が約110名体制で活動。

＜＜広島県内応援消防団＞＞

- ・広島県内広域消防相互応援協定に基づき、広島市から広島県8市町に対して、応援を要請。（8月28日13:20）
- ・これを受け、県内8消防団（廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町）が約40名体制で活動。

＜＜緊急消防援助隊＞＞（広島県外からの応援隊）

○約220名体制で活動（8月29日）

- ・広島県からの応援要請を受け、消防組織法第44条第1項に基づき、消防庁長官から、岡山県、鳥取県、高知県、大阪府に対して、出動を要請。（8月20日12:30）
- ・これを受け、岡山県防災ヘリ、鳥取県防災ヘリ、高知県防災ヘリ、大阪市消防ヘリ各1機、岡山県から高度救助隊（津波・大規模風水害対策車、重機搬送車、電源照明車を含む。）、4府県合計17隊85名が出動。
- ・救助体制を強化するため、新たに消防庁長官から、島根県、山口県、愛媛県に対して、高度救助隊の出動を要請。これを受け、3県から30隊112名が出動。（8月21日19:30）

(4) 海上保安庁の対応

・第六管区海上保安本部に災害対策連絡室を設置（8月20日12:00）

- ・ 気象警報等に留意の上、情報収集及び地方自治体等との連絡を密にしつつ、即応態勢を維持
- ・ 巡視艇及び回転翼航空機による太田川系河口付近の搜索を実施（8月20日～）
- ・ 広島港における多数の漂流物に関する航行警報を公表（8月20、24、25日）
- ・ 巡視艇による流木等漂流物の回収を実施（8月20日～）

(5) 防衛省の対応

- ・ 防衛省災害対策室を設置（8月21日15:15）

(6) 金融庁の対応

- ・ 災害救助法の適用決定を受け、広島県内の関係金融機関等に対し、財務省中国財務局長と日本銀行広島支店長の連名で「8月19日からの大雨にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請（8月20日）

(7) 消費者庁の対応

- ・ (独) 国民生活センターに対して、消費者庁次長から以下の対応を依頼（8月22日）
 - ① 地域の消費生活センターとよく連携して、被災地等からの本災害に関する消費者からの相談に対して丁寧に対応し、相談内容を消費者庁に適宜情報提供すること。
 - ② 国民生活センターの機能を活かし、被害者への支援に資する対応を行うこと。
- ・ (独) 国民生活センターにおいて、被災地の消費生活センターの支援及び注意喚起の一環として、「自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください」と題するページをHPに掲載。（8月26日）

(8) 総務省の対応

- ・ 災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施（8月20日広島県広島市）
- ・ 広島県広島市に対し、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することを決定（現金交付は8月27日）。繰上げ交付額は2,323百万円（8月26日）

(9) 財務省の対応

- ・ 平成26年8月19日からの大雨に係る災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資の対象に追加、財務省、中小企業庁及び農林水産省の連名で指定金融機関に対して同内容の通知文書を発出（8月20日）
- ・ 災害救助法の適用決定を踏まえ、広島県に係る被災中小企業者への対応として、窓口における親身な対応、資金の円滑な融通等を要請する通知文書を、財務省、厚生労働省、中小企業庁の連名で日本政策金融公庫等に対して発出（8月20日）
- ・ 広島県及び広島市に対し、災害時等に利用可能な国有地（未利用地等：土地29件、建物9棟 合同宿舎（広島市内）：49戸）の情報提供（8月20日）

(10) 文部科学省の対応

- ・関係都道府県教育委員会に対し、防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請（8月21、22日）
- ・独立行政法人防災科学技術研究所の研究員が現地被害調査を実施（8月21日、22日）
- ・平成26年（2014年）8月豪雨文部科学省災害応急対策本部（本部長：大臣官房長）を設置（8月22日9:30）
- ・平成26年（2014年）8月豪雨文部科学省災害応急対策本部第1回会議を開催（8月22日13:30）
- ・自衛隊・消防・広島県警・日本救助犬協会の依頼により、防災科研が低空からの UAV（無人航空機）による被災地の空撮およびデータ処理（地図との重ね合わせ）を実施し、現地災害対策本部へ提出（8月24日、25日）

(11) 農林水産省の対応

- ・災害救助法が適用された広島県の関係金融機関に対し、中国四国農政局及び水産庁から通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出（8月21日）
- ・林野庁担当官と森林総合研究所の山地災害の専門家を現地へ派遣（8月21日）
- ・近畿中国森林管理局が広島県と連携してヘリコプターによる現地調査を実施（8月21日）
- ・中国四国農政局防災課に、広島市より八木用水路の土砂撤去に係る査定前着工の申請があり、財務局と協議し即日承認（8月22日）
- ・近畿中国森林管理局が二次災害防止と工事の安全対策を目的とした土石流警報装置の設置、流出土砂の撤去、大型土のうの設置を開始（8月26日）

(12) 厚生労働省の対応

- ・厚生労働省省内連絡会議を開催。田村厚生労働大臣からの指示を伝達（8月20日14:30）
- ・厚生労働省災害対策本部を設置（8月22日12:05）
- ・第1回厚生労働省災害対策本部会議を開催（8月22日15:00）
- 【DMAT・ドクターヘリ等の活動】（8月29日11:00現在）
 - ・広島県でDMAT派遣要請（8月20日7:55）
 - ・広島県ドクターヘリが患者搬送を実施
 - ・広島県からの応援要請に基づき、島根県ドクターヘリが広島県へ出動（8月20日撤回）厚生労働省は、中国地方のドクターヘリの派遣・待機に係る調整を支援

<<医療保険関係>>

- ・8月20日に各医療保険者等及び関係機関に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知
- ・「平成26年8月19日からの大雨による被災者に係る被保険者証の提示等について」（8月20日）

被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡

- ・平成 26 年 8 月 15 日からの大雨災害及び 8 月 19 日からの大雨災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（8 月 22 日）

被災に伴い被災者が公費負担医療受診に際し必要な関連書類等を提示できない場合においても、受診が可能である旨を各都道府県、公費負担医療関係団体に連絡

- ・「平成 26 年 19 日からの大雨災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（8 月 22 日）

被災に伴い被災者が原子爆弾被爆者援護法に基づく公費負担医療受診に際し必要な関係書類等を提示できない場合においても、受診が可能である旨を広島市に連絡

<<雇用保険関係>>

- ・特例的な失業給付の支給

8 月 20 日の広島市の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施。

<<被災した要援護障害者等への対応>>

8 月 20 日の広島市の災害救助法の適用を受け、広島県に対し、要援護障害者の状況・実態の把握や、障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた柔軟な対応等の周知を依頼。

<<被災した要介護高齢者等への対応>>

8 月 20 日の広島市の災害救助法の適用を受け、今般の災害により被災した世帯の要介護者の対応について、保険者に対し、特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨通知

<<生活環境支援関係>>

- ・「平成 26 年 8 月 19 日からの大雨による被災者等の要援護者への緊急対応について」（8 月 25 日）

被災者等の入浴支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合についての積極的な協力について、全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会及び全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会に対し要請。

- ・「平成 26 年 8 月 19 日からの大雨による被災者等の要援護者への緊急対応について」（8 月 26 日）

被災者等の入浴支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合についての積極的な協力について、公益社団法人日本サウナ・スパ協会に対し要請

<<被災地における生活環境支援サービスの状況>>（8 月 29 日 11:00 現在）

- ・被災地周辺地域の公衆浴場、スポーツクラブ、ゴルフクラブ及び高齢者施設等の入浴施設において、無料入浴サービスを実施中

<<雇用促進住宅の提供>>（8 月 29 日 11:00 現在）

- ・広島市内及び周辺の雇用促進住宅入居可能戸数 82 戸（平成 26 年 8 月 25 日時点）

広島市内 68 戸（即入居可能 33 戸、簡易修繕後入居可能 35 戸）

周辺地域 14 戸（即入居可能 3 戸、簡易修繕後入居可能 11 戸）

（※簡易修繕については、早急に行うよう厚生労働省から（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に指示済）

- ・雇用促進住宅の情報を広島市に情報提供。なお、入居可能戸数を拡大するため、上記以外の空き住戸の入居の可能性を精査中
- ・(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに職業安定局長名で、家賃無償等の取扱を示した雇用促進住宅の提供要請通知を发出 (8月26日付)

<<被災家庭乳幼児の保育所における受入れ>> (8月29日 11:00 現在)

- ・広島市において、被災した幼い子どもがいる家庭を支援するため、安佐南区及び安佐北区の6か所の公立保育所及び広島市内の58ヶ所の私立保育所で、無料で乳幼児の受け入れを実施

(公立保育所における受入れ状況)

安佐南区3保育所で4名、安佐北区1保育所で1名を受け入れ (8月26日)

安佐南区3保育所で5名を受け入れ (8月27日)

安佐南区2保育所で2名、安佐北区1保育所で1名を受け入れ (8月28日)

安佐南区3保育所で5名、安佐北区1保育所で1名を受け入れ (8月29日)

<<被災者の健康管理>> (8月29日 11:00 現在)

- ・広島市において、避難者数が多い避難所(6か所)に保健師を常駐させている(日中9名、夜間6名)。また、保健師等が健康相談のために各避難所を巡回。広島県からも、広島市に対する保健師、薬剤師や理学療法士等を避難所に派遣(8月29日10:00)
- ・広島県薬剤師会が避難所における医薬品に対するニーズを確認(8月26日～)
- ・広島市から広島県にDPAT派遣要請(8月22日16:02) DPAT出動(同19:00)
- ・広島県が子どものこころの問題を専門に扱う医師のいるDPATを1チーム新たに編成(8月25日)計DPAT4チームをニーズに合わせて避難所に順次派遣し(27日時点7か所)、避難所担当の保健師から状況の聞き取りや診察希望者等への診察を行っているところ。(8月28日11:00) 大学や精神科病院・診療所からなる「広島精神医療ネットワーク」がDPAT活動の支援を開始(8月28日16:00)
- ・広島県歯科医師会において、避難所(2か所)に口腔保健相談等のために歯科医師等を派遣(歯科医師2名、歯科衛生士5名)(8月28日13:00)
- ・広島県看護協会においては、災害支援ナースを避難所(3カ所×2名)に派遣し、避難所での健康支援を実施(8月28日13:00)
- ・広島県災害時公衆衛生チームが避難所を訪問し、リハビリ指導を実施中。
8月26日まで、延べ8チームが9避難所を訪問し、集団・個別のリハビリ指導を実施
8月27日から、5避難所(保健師常駐の全避難所)に、各1チームが昼間常駐
- ・「広島県の大雨による被災者のいわゆる「エコノミークラス症候群」の予防について」(8月28日)
広島県に対し、被災者のエコノミークラス症候群に対して、避難所等で適切な対応を行えるよう、予防に関するQ&A等を送付。

<<相談窓口の設置>> (8月29日 11:00 現在)

- ・広島労働局が特別相談窓口を設置(8月27日まで累計相談件数 170件)
- ・中国四国厚生局が豪雨災害特別相談窓口を設置(8月28日まで累計相談件数10件)

(13) 経済産業省の対応

- ・平成26年8月19日からの大雨による災害に関して広島県に災害救助法が適用された

ことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた。(8月20日)

- ・平成26年8月19日からの大雨による被害に関して、広島県広島市において、被災したガスの需要家からの申し出に応じ、支払期日を延長、不使用月の料金を免除、臨時ガス工事費を免除する特別措置の認可を行った。(8月21日)
- ・平成26年8月19日からの大雨による被害に関して、広島県において、被災した電気の需要家からの申し出に応じ、支払期日の延長、不使用月の料金免除、工事費負担金の免除、臨時工事費の免除、使用不能設備に相当する基本料金の免除、引込線等取付位置変更に係る費用の免除する特別措置の認可を行った。(8月21日)

(14) 国土交通省の対応

- ア 国土交通省非常災害対策本部を設置。(8月20日11:45)
- イ 国土交通省非常災害対策本部会議を実施(8月20日12:45、8月21日10:00、8月22日17:00)。
- イ 太田国土交通大臣の現地入り(8月21日)
- ウ 中原国土交通大臣政務官の現地入り(8月20~21日)
- エ 地方整備局と地元建設業協会との協定等に基づき、地元の建設会社25社が土砂撤去等を実施。太田大臣より建設業関係団体の長に対し、地元はもちろん、広域的な人材・資機材の投入について、直接要請。
- オ リエゾンの派遣
 - ・中国地方整備局より、広島県庁、広島市へのべ44人・日派遣(8月20~29日)
- カ TEC-FORCE の派遣
 - ・広島県広島市へ、のべ889人・日を派遣(8月20~29日)。
- キ 専門家の派遣
 - ・国土技術政策総合研究所より、のべ35人・日の専門家を派遣。(8月20日~)
 - ・土木研究所より、のべ27人・日の専門家を派遣(8月21日~)
 - ・広島県の要請により、物流専門家4名派遣(8月27日予定：安佐南区役所及び安佐北区役所)
 - ・広島県(広島市)における公共土木施設被災に関し、災害復旧技術専門家派遣を調整中(8月29日)
- ク 防災ヘリコプターによる被害状況調査
 - ・四国地方整備局防災ヘリコプターにより、広島県広島市付近上空の調査を実施(8月20、22~26日)。
 - ・東北地方整備局防災ヘリコプターにより、広島県広島市付近上空から被害状況の把握を実施(8月21日)。
- ケ 土砂撤去関係
 - (7) 警察・消防・自衛隊が行う捜索活動の安全確保のための点検や、二次災害防止に関する技術的助言等を実施

(イ) 中国地方整備局の TEC-FORCE が現地調査、土砂等の撤去、仮置き場や資材の確保等の取り組みを実施中

(ウ) 土砂撤去を 31 班体制で実施

- ・土石流対策のため道路(八木四丁目地区)の土砂撤去を実施中(8月23日～)
- ・八木地区(8月23日～)、可部東地区(8月24日～)、緑井地区(8月26日～)の市道の土砂撤去を実施中
- ・八木用水の土砂撤去を実施中(8月25日～)
- ・撤去したがれき類及び土砂の処分について、広島港(港湾管理者:広島県)出島地区において受入れを実施予定(土砂受入可能量:約29万m³)(8月28日決定)

コ 中国地整の実出動台数(8月29日7:00現在))

- ・土石流監視映像配信のため、Ku-sat を広島県庁へ1台、広島市消防本部へ1台派遣(8月24日～)。

機械名	中国地整	
排水ポンプ車	3	(1)
照明車	8	(0)
待機支援車	1	()
対策本部車	3	(4)
歩道清掃車	1	(2)
衛星通信車	2	(1)
Ku-SAT	4	(3)
合計	22	(11)

表中括弧内は稼働中の台数

サ 住宅関連(8月29日7:00)

- ・広島県及び広島市が共同で、被災者に対して、県営住宅(77戸)及び市営住宅(80戸)を6ヶ月間無償提供することとし、8月24日より入居者の募集を開始し、8月28日より順次入居開始。8月26日までの3日間で284件の申し込みあり。
- ・広島市内のUR賃貸住宅(10戸)を提供予定。
- ・民間賃貸住宅の活用に向け、関係業界団体に協力を要請
- ・広島県、広島市及び建築関連団体が被災住宅・建築物の復旧等に関する相談窓口を設置(8月26日)

シ 土砂運搬車両等災害救助車両の高速道路の無料措置

- ・土砂運搬車両等災害救助車両について高速道路の無料措置を実施中

ス 二次災害の防止等

二次災害防止と工事の安全対策を目的とした土石流センサーや大型土のうの設置等を実施

- ・12 溪流で土石流センサーの設置を完了(8月28日)
- ・八木地区で監視カメラ1基を設置し、映像配信中(8月24日～)
- ・点検が必要と考えられる土砂災害危険箇所(183ヶ所)の現地調査を完了(8月28日)危険度評価がまとまり次第、広島県と広島市へ情報提供を行う。
- ・引き続き広島県・広島市から要請がある周辺地区の溪流等について点検を実施する体制を継続。
- ・特に危険度の高い溪流において搜索活動が終了した箇所から順次大型土のうの設置に着手している。(現在1溪流)

セ その他

- ・ 被災自動車の配車手続き等に関する「移動自動車相談所」を開設（8月29日～）

(15) 環境省の対応

- ・ 被害状況を踏まえ、各都道府県を通じ、市町村に対し「災害等廃棄物処理事業費補助金」等の適切な活用について、周知を行った（8月18日）
- ・ 東日本大震災、伊豆大島での大規模土砂災害での災害廃棄物処理を支援した職員を広島市に派遣（8月24日～）
- ・ 災害廃棄物等に関連する対応が具体化しつつあることを踏まえ、中国四国地方環境事務所に「現地対策本部」を設置（8月25日）
- ・ 災害廃棄物の円滑な処理に向けて、技術的・専門的な事項について助言を行う専門家を派遣（8月28日～）
- ・ 市内7か所に設置されている仮置場への災害廃棄物等の搬入状況及び運用状況を確認し、技術的な助言を実施（8月28日）
- ・ 広島市と調整の上、新たな仮置場（1か所）を確保（8月29日より搬入開始）

(16) 気象庁の対応

- ・ 警戒体制（8月20日6:00）
- ・ 非常体制（8月20日9:00）
- ・ 広島県、広島市、中国地方整備局に气象台職員を派遣（8月20日～）
- ・ 広島県、広島市、中国地方整備局に災害時気象支援資料を提供（8月20日～）
- ・ 広域支援活動を行う山口県に災害時気象支援資料を提供（8月21日～）
- ・ 政府現地災害対策室及び非常災害現地対策本部に气象台職員を派遣（8月20日～）
- ・ 7月30日から発生した豪雨について、「平成26年8月豪雨」と命名（8月22日）
- ・ 気象庁として、引き続き気象状況の把握と情報発信に努める。

(17) 国土地理院の対応

- ・ 非常体制（8月20日9:45）
- ・ 広島県広島市北部地区の被害状況把握のため、空中写真撮影を実施（8月20日）
- ・ 広島県広島市北部地区の空中写真を関係機関に提供（8月20日）
- ・ 被災地域の空中写真および正射画像を国土地理院ホームページで公開（8月21日）
(URL : <http://portal.cyberjapan.jp/site/mapuse4/>)
- ・ 広島県広島市北部地区の被害状況把握のため、空中写真撮影を実施（8月21日）
- ・ 広島県広島市北部地区の空中写真を関係機関に提供（8月21日）
- ・ 撮影した空中写真による写真判読図を関係機関に提供（8月22日）
- ・ 撮影した空中写真による写真判読図を国土地理院ホームページで公開（8月22日）
(URL : <http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h26-0816heavyrain-index.html>)
- ・ 広島県広島市北部地区の被害状況把握のため、空中写真撮影を実施（8月28日）
- ・ 広島県広島市北部地区の空中写真を関係機関に提供（8月28日）